

## 第3章 製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準

### 第1節 趣旨

この基準は、製造所等の設置又は変更の許可申請に際し、政令第3章並びに規則第3章及び第4章の技術上の基準について、必要な事項を定めるものとする。